大阪 歯科
保険医新聞
9/5
2008年第986号
（毎月5、15、25日発行）
大阪府歯科保険医協会
発行人　志岐　敬
大阪市浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-net.org/
●定価・年間10,000円　月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

協会サマーセミナー

個別指導など強まる締め付け
個別から組織的対応で対抗を

協会は、「指導・監査体制の変貌～大阪社会保険事務局から近畿厚生局へ～」をテーマに8月24日、サマーセミナーを開き、過去最高の160人が参加、歯科医院を取り巻く締め付けの強化やその対処法などについて学んだ。

指導強化への対処法などを熱心に聞く参加者＝8月24日、M&Dホール

個人的努力と同時に組織的対応で対抗

厚労省の「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」による指導・監査の3倍化や、保険者による不正請求一掃キャンペーン、保健所による立入検査など、歯科医院を取り巻くように締め付けが強められている。

特に指導・監査の体制強化では、社会保険庁の解体にともなって、これまで大阪社会保険事務局が管轄していた指導・監査事務が今年10月から近畿厚生局に移管され、人員増加などの体制強化が具体化されている。

サマーセミナーでは、歯科医院への締め付けが強まる中、それに対して、行政手続法などの法律の知識を身に付けることで対抗することが可能であることが示された。

同時に協会は、毎年実施している大阪府交渉で、指導・監査の「民主化」を粘り強く求めてきた。その結果、指導時の録音や弁護士の帯同などをいち早く認めさせ、実際の個別指導でも大きな成果をつくってきたことなどを紹介しながら、組織的な対応が欠かせないとして、個別指導の情報の集中や、大阪府との交渉への参加など、協会活動への協力を呼びかけた。今後、個別指導時の持参物の簡素化などを求めて交渉していく改善運動の方向が示された。

参加者から「今後も頑張ってほしい」「締め付けに対抗できるような法律について詳しく教えてほしい」など、協会活動への賛意と期待の声が多数寄せられた。

「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」

- 不正な保険医療機関、介護サービス事業者等への指導・監査の強化
- 診療報酬の包括化の普及に伴い、保険医療機関等の指導・監査を更に強化（個別指導の数を毎年8000箇所を目指す）
- 更なる指導・監査の強化を図るとともに、不正な診療を行う保険医療機関等に対して厳正に対処

指導・監査と混合診療見えない「改悪」を推進

基調報告では、小澤力副理事長が指導・監査と混合診療のテーマを取り上げた理由を報告。与党内外で社会保障費抑制の「限界」論が噴出し、後期高齢者医療制度が一部修正されるなど、国民の反撃が政治を動かし始めている。しかし一方で、財界や政府が「構造改革」路線を堅持し、指導・監査の強化や混合診療拡大など、国民に見えないところで改悪を進めようとしていると指摘した。

歯科医院への監視の目は、保険者・地方厚生局などによるものと同時に患者と医療機関を対立させ、患者自身に監視させる状況が作り出されていると述べた。

混合診療では、日歯の保険外併用療養費制度の活用方針に患者の望む歯科医療となるのかと疑問を呈し、会内での議論を呼びかけた。

（関連2面）

金パラ合金10月改定
協会「早見表」発行へ

10月1日から歯科用金パラ合金の価格が改定される。鋳造用金パラ合金は、現行1㌘702円が808円に変わる。15・1%の引き上げ。8月27日、厚労省が中医協に改定案を報告、承認された。金パラ使用のインレー、クラウン、ブリッジ、鉤、バーの10月1日装着分から適用される。

金パラ価格は今年の4月改定時点で逆ざやが生じており、その解消が望まれていた。歯科用貴金属価格は6カ月ごとに見直し、金やパラジウムなど合金素材価格が10%以上変動したとき「随時改定」することになっている。

この日の中医協で、日歯の渡辺三雄委員は「金パラの改定は10%以上変動した場合との条件があるため、ここ1年半ほど据え置かれたままだった。現行の『6カ月ごと、10%以上の変動がある場合』の条件の再検討を要望したい」と発言、遠藤久夫会長は「材料部会等で検討を進めたい」とした。

協会・保団連は「歯科点数早見表・10月版」を9月下旬に発行する。B5判8頁、2色刷り。「4月版」の点数表部分を独立させたもの。会員販売価格は500円（送料共）。会員には1部、無料で郵送する。

H20年10月歯科用貴金属価格の随時改訂について（中医協資料より）

	H20年4月改定価格	H20年10月改定試算	変動率(%)
歯科用純金地金（金99.99%以上）	2,981	3,549	19.1
歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（JIS適合品）	2,594	2,925	12.8
歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）	1,945	2,276	17.0
歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	2,795	3,126	11.8
歯科用14カラット合金用金ろう（JIS適合品）	2,496	2,827	13.3
歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12%以上JISマーク表示品）	702	808	15.1
歯科非鋳造用金銀パラジウム合金板状（金12%以上JISマーク表示品）	680	794	16.8
歯科非鋳造用金銀パラジウム合金バー状パラタルバー用（金12%以上JISマーク表示品）	712	826	16.0
歯科非鋳造用金銀パラジウム合金バー状リンガルバー用（金12%以上JISマーク表示品）	601	715	19.0

単位（円／g）

「高齢者医療廃止法案の衆議院可決を求める」署名
臨時国会にむけご協力を

協会は、上記署名の取り組みを、次の臨時国会開催までに20万筆、国会終了までに100万筆の目標で取り組んでいます。8月15日付新聞に折り込んだ署名用紙に記入のうえ、ぜひ協会までお送りください。

検証『橋下改革』－最終回－

福祉・医療をないがしろに
改憲路線走る橋下府政にノーを

二宮　厚美（神戸大学発達科学部教授）

「大阪維新」が目指す道州制の実現とは、実は、05年発表の自民党新憲法草案を下絵にしたものにほかならない。橋下知事は、改憲路線の上を走っているのである。

自民党新憲法草案は、憲法第92条以下の地方自治条項を全面的に書き改めたものであった。

草案はまず、「国と地方の役割分担」を前提として、自治体の課題を「住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施すること」と規定した。分かりやすく言えば、保育・教育・医療・福祉等の「住民に身近な行政」は、市に代表される基礎的自治体が総合的に担う、ということである。

したがって、その「住民に身近な行政」の費用負担については、住民が「その負担を公正に分任する義務を負う」とされる。住民の受益者負担でやれ、ということである。

「住民に身近な行政」とは、言いかえると福祉国家型行政のことである。自民党改憲案は、この福祉国家型行政を基礎的自治体に押しつけ、国はそこから手を引く、ということを宣言したわけである。

橋下「大阪維新」はこれを真似て、大阪府は「住民の身近な行政」については手を引く、それは市町村でやっていただく、と主張したのである。

医療を例にとっていえば、厚労省は近年、自民党改憲案を先取りするかのように、政府管掌保険の管轄を分権化し、後期高齢者医療制度では都道府県単位の広域連合に責任を分権化し、療養ベッドの削減等の地域医療計画でも分権化を推し進め、医療のナショナル・ミニマム保障に対する国の責任を薄めようとしてきた。橋下「大阪維新」はこれに便乗して、救急医療や広域医療・保健等のリージョナル・ミニマム保障にたいする大阪府の責任をないがしろにしようとしたのである。

しかし、「住民の身近な行政」を市町村に押しつけ、大阪府を府民福祉から解放して関西州に再編しようとする知事の目論見は、一部、修正を余儀なくされた。それは、橋下知事のいう「命・障害・治安の三点」にかかわる府政の解体策が、府民の抵抗によって一部見直されたことにあらわれている。大阪府民も、橋下知事ごときにそうそうなめられてばかりではいない。改憲路線を走る橋下府政に、いま、府民は「ノー」の声を轟かせなければならない。（おわり）

歯界

翻訳や執筆など、言葉による表現には嫌でも新語の創作が必要になる。

品格欠如のマスコミの軽薄な新語創作には日頃から憎悪と嫉妬を覚えるが、便利だから時には重宝もさせてもらう。

産婦人科の救急医療の問題点の一つとして最近のマスコミはモンスターハズバンドという新語を登場させた。さらに関連用語としてモンスター患者やモンスターママ等の表現を、寸劇つきの映像で登場させている。

この患者が医療現場の混乱要因になっている事は、医療担当者側からは指摘したくはない。なぜなら、患者のせいにする事は医療人として求められている人間力の不足を自ら認める事になるからだ。また、経営上も患者は身勝手な暴君であっても絶対的な神様お客様で、問題点は政策や制度に押し付ける方が無難である。

マスコミの新語「モンスター」は適切な表現とも思えぬが、医療だけでなく、他の分野にも共通の新しい社会現象を表しているのだろう。